

第3章 本證寺及び周辺の概要

第1節 本證寺の歴史と文化財

(1) 本證寺の歴史

1) 本證寺の開基と初期三河真宗

本證寺は、愛知県安城市野寺町野寺にある、鎌倉時代（遅くとも13世紀後半）に創建された浄土真宗大谷派の名刹である。山号を雲龍山・醍醐山と号する。針崎勝鬘寺、佐々木上宮寺（いずれも岡崎市）とともに、真宗三河三か寺の一角を占めた。二重の堀と土塁を持つことから、「城郭寺院」として知られる。

開基は、慶円とされる。下野国小山市城主（栃木県小山市）で鎌倉幕府の御家人であった小山朝政の二男として生まれ、俗名はゆきのえすけかねみつ鞍負佐兼光という。13歳で比叡山に登り、天台の教えを受けて性空と名乗った。正治2年（1200）、碧海郡小島村（西尾市）の醍醐山に天台宗の一字を建てたとされる。この時、慶円が村人を苦しめる大蛇を諭して鎮めた伝説がある。その後、山頂から矢を放ち、矢が落下した野寺の地を新たな布教の拠点としたのだという。これが後の本證寺である。

伝承では、親鸞が矢作（岡崎市）の柳堂に逗留して説法をした際、帰依して浄土真宗に改宗したと伝えられる。慶円は親鸞を野寺の庵室に案内した際、漏りがしたのだが、親鸞の周囲だけは濡れなかったため、その部屋は「雨漏り御殿」と呼ばれた。また、親鸞がイブキの枝を庭の地面に挿したところ、やがて根を張り、大木（本證寺のイブキ・愛知県指定天然記念物）に成長していったという。

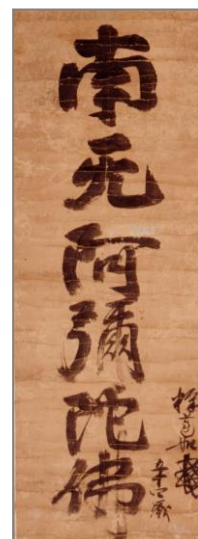
三河地方の初期の浄土真宗は、東国で勢力を拡大した高田専修寺系の高田派であった。しかし、15世紀後半に全国で布教にあたった本願寺8代の蓮如と上宮寺（岡崎市）の如光によって、本願寺派（一向宗）への再編成が進められた。本證寺の改派も、史実ではこの時期と考えられる。以後、三河三か寺を中核とした三河本願寺教団が形成されていった。なお、本證寺には、裏書に応仁2年（1468）と記される、蓮如から本證寺6代の光存へ下付された「六字名号」（安城市指定文化財）が現存する。



3-1-1 本證寺



3-1-2 慶円上人坐像（本證寺蔵）



3-1-3 「六字名号」蓮如筆

2) 三河一向一揆

文正元（1466）年に始まった一向一揆は、加賀国において約 90 年（長享 2 年・1488～天正 8 年・1580）にわたり大名の介在を排除するなど、全国的な流れとなっていた。こうしたなか、本證寺 9 代玄海は、永禄 5 年（1562）にその加賀で戦死したとされている。本證寺 10 代となったのは、蓮如の曾孫である空誓であった。これにより、本證寺は本願寺の血縁となったのである。

16 世紀中ごろの畿内では、石山本願寺を典型とする寺内町が形成され、地域領主から不入（治外法権と諸役免除）を認められる特権を与えられるようになる。本證寺をはじめ、上宮寺、勝鬘寺（岡崎市）の三河三か寺と、本願寺宗主が住持を兼帯する御坊の本宗寺（岡崎市）でも同様であったと考えられる。そして永禄 6 年（1563）に、上宮寺での不入権侵害が原因となって、三河三か寺と本宗寺を中心とした真宗寺院は領主であった松平（徳川）家康と対立した。やがて、数多くの真宗門徒や家康の家臣団を巻き込んだ三河一向一揆へと発展していった。



3-1-4 上宮寺



3-1-5 勝鬘寺



3-1-6 三河一向一揆関係図（出典：『新編安城市史 2 通史編 近世』）

本證寺周辺での戦闘としては、翌年の小川安政（安城市小川町）におけるものがある。この戦闘で、一揆方の円光寺住持順正が、「われこそは本證寺の空誓なり」と名乗り自害した。この敵を欺く手段によって、家康方は本證寺に直接攻め込まなかったのだという。また、この出来事は、本證寺の空誓が一揆方の中心人物であったことを象徴的に表している。

永禄 7 年（1564）には、不入権の確認と一揆参加者の助命を条件として、一旦和議が成立した。しかし、家康が一方的に出した本願寺派からの離脱（改宗）を拒絶したため、破棄により、寺の破却、坊主衆の領国外追放が強行された。空誓も、加茂郡菅田和（豊田市）へ逃れた。



3-1-7 順正墓
（安城市小川町）

家康の叔母 石川妙春尼の尽力もあり、一揆発生 20 年後の天正 11 年（1583）には、一向宗門徒が赦免され、続いて同 13 年（1585）には、本證寺をはじめとした三河七か寺の住持及び坊主衆の還住が認められた。同年の「徳川家康黒印状」（市指定文化財）では、本證寺は道場と屋敷の安堵、「家来卅間（軒）」（家来＝外堀に囲まれた「寺内」の住人）の帰住と諸役免除が認められている。

これ以後、伽藍の再建も順次進んだ。本堂再建は慶長年間に始まり、寛文 3 年（1663）に完成した。



3-1-8 徳川家康黒印状

3）江戸時代の本證寺

江戸時代の本證寺は、本山である東本願寺を頂点とした階層的上下関係の中で、三河三か寺とともに、本山と末寺を結ぶ中本山として位置付けられた。また、地域領主支配域内の有力寺院を触頭として任命し、領主の上意を触下寺院に下達するとともに、諸願届を各寺院から上達する中間機関としての役割を担った。本来、両制度は別物であるが、三河は小領主錯綜地域であったため、本證寺をはじめとした三河三か寺は、中本山と触頭という両者の役割をあわせ持っていたのである。

江戸時代中期には、本山への末寺や門徒の願書に、中本山が添書を付けて仲介することで金銭などを受取る「添書権」が確立した。度重なる本山焼失や願書増加によって、本山の寺務が低下したために、中本山の添書が願書決定の重要な役割を担うようになったのである。この添書権は、中本山であった本證寺の重要な収入源となった。

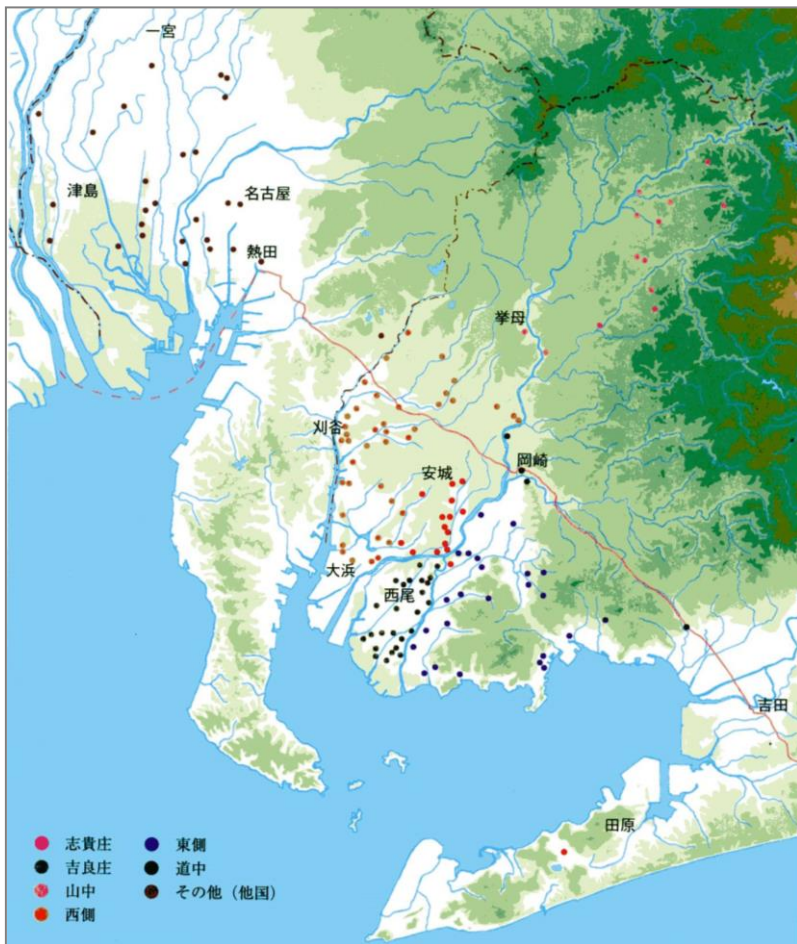
このような階層関係は、本山・本寺への寄付金上納にも大きく影響している。例えば数度の火災に遭った東本願寺の再建資金を集めるためにも、その組織力が必要であった。一方、末寺としても本山・本寺へ働きかけると同時に謝礼金を支払うことで寺格を上げ、社会的地位の向上を目指した。このような関係のもと、寛文 3 年（1663）に完成した本證寺本堂をはじめ、様々な伽藍建物群が建設されていき、寺容を整えていった。

こうしたなか、本證寺は数多くの末寺を有しており、慶応年間（1865～68）には、三河国を含め、尾張、美濃、伊勢、遠江、丹波、駿河、信濃、越前の 9 か国と江戸に 200 以上の末寺、配下等を有していた。これは、他の三河三か寺である上宮寺や勝鬘寺と比べても著しく多い。

また、複数の大名家と関係を築いていたことも特徴である。その代表は、本證寺の檀家であった近江国水口藩（滋賀県甲賀市）の加藤家である。宝暦 11 年（1761）には、藩主の加藤明熙が、本證寺の本尊阿弥陀如来立像を納める宮殿を寄進している。宝暦年間（1751～64）には、他に本堂の修復、鼓楼の建立など、諸堂の整備が行われている。



3-1-9 宮殿



3-1-10 本證寺末寺分布図
(出典:「野寺末寺配下孫末帳」
『新編安城市史2 通史編 近世』)

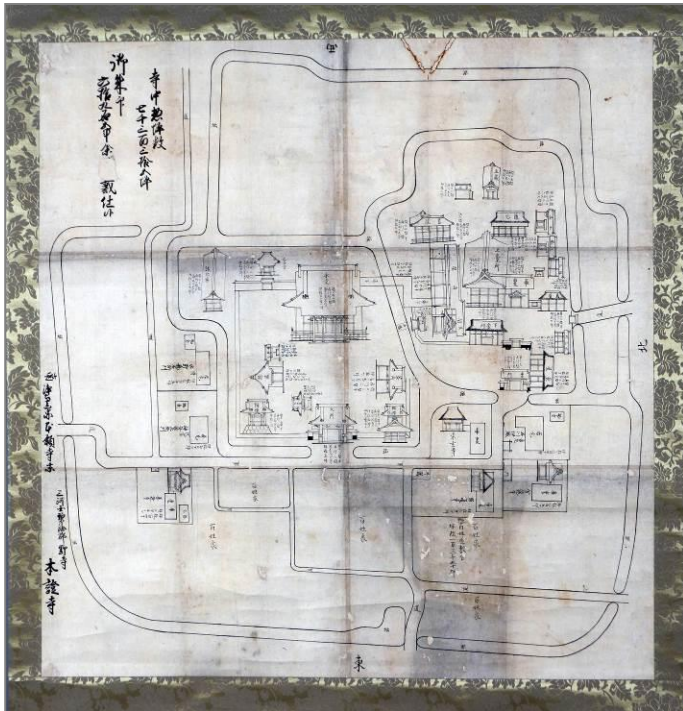
4) 本證寺の「寺内」

「寺内」とは、真宗道場（本證寺）の周囲において、不入権を認められ、一向一揆の基盤となった地域をいう。

三河一向一揆前後の「寺内」について、文書資料による記述はない。ただし、発掘調査から、既に区画溝を伴った生活空間が広がっていたことが明らかになっている。この区画溝は、内堀と垂直、平行関係にある規則的なものであることから、整然とした空間であったことが示唆される。

前述のとおり、一向一揆の罪が赦免された天正13年（1585）には「道場屋敷」と「家来卅間」の諸役免除が認められている。この「家来卅間」は「寺内」に居住したと考えられ、寛文3年（1663）に完成した本堂の擬宝珠には、彼らが「寺内之者共」として再建費用の一部を寄進した旨が記されている。「寺内」の範囲については、天正14年（1586）の「石川家成書状」に「堀廻之儀」とあることから、外堀に囲まれた範囲を指すものと考えられる。

寛政2年（1790）の「本證寺伽藍絵図」、明治以降の地籍図等の図面類から、江戸後期～明治時代の「寺内」の状況を復元すると、家老、代官、侍の屋敷を含めて31の屋敷地及び寺中4か寺の敷地（境内地）で占められていることがわかる。さらに、明治13年（1880）に作られた『野寺村誌』によれば、現在の小字名「野寺」は、以前「地内」つまり「寺内」と呼んでいたことが記されている。また、明治17年（1884）に作成された「地籍字分全図」によれば、外堀外に設けられた宅地は1箇所を過ぎず、集落の大半は外堀内の「寺内」に限定されていた。これらのことから、明治時代までは、「家来卅間」による「寺内」がおおむね引き継がれてきたと考えられる。



3-1-11 本證寺伽藍絵図（寛政年間）



3-1-12 明治 17 年 地籍字分全図（部分）

近年、外部から「寺内」及びその周辺への転入者が増加しているものの、外堀の内側に居住するという「寺内」の景観やその土地利用形態は、現在まで見ることができる。つまり本證寺の「寺内」は、天正 13（1585）年以降、現在まで続いているということができる。

また、本證寺を特徴づける行事に「おきょうえんさん」がある。これは、開基である慶円の命日である旧暦 1 月 13 日に営まれる法会で、本證寺文書の『御台所年中行事』の記述から、少なくとも嘉永 3 年（1850）の段階までは遡ることができる。法要は、住職とともに参拝者が正信偈を読経し、最後に住職の法話があつて終了する。その後、参拝者には独特な形のイナイモチが配られ、慶円上人坐像（愛知県指定文化財）に供えられた米 2 升の御仏飯（おそなえのご飯）を取り分けて持ち帰る。この御仏飯を家族で食べると健康に恵まれるという。昭和 18 年（1943）発刊の『桜井村誌』によれば、「賽者遠近より来つて群を為し、山内に溢るゝ程の盛観を呈して祭礼に類するものであった」と記述される。

この行事が注目されるのは、本證寺との師檀関係に関わりなく、「寺内」の人々（現在は、野寺町内の住民）によって支えられていることである。『御台所年中行事』にも、「地(寺)内」から、イナイモチと「大仏供」（御仏飯のことか）が供えられたと記されている。つまり、天正 13 年（1585）以降、本證寺「寺内」に居住した人たちは、開基とのつながりを核にした真宗文化を共有することで、その連帯意識を今日まで維持してきたのである。



3-1-13 イナイモチ



3-1-14 御仏飯を取り分ける様子

5) 本證寺の堀

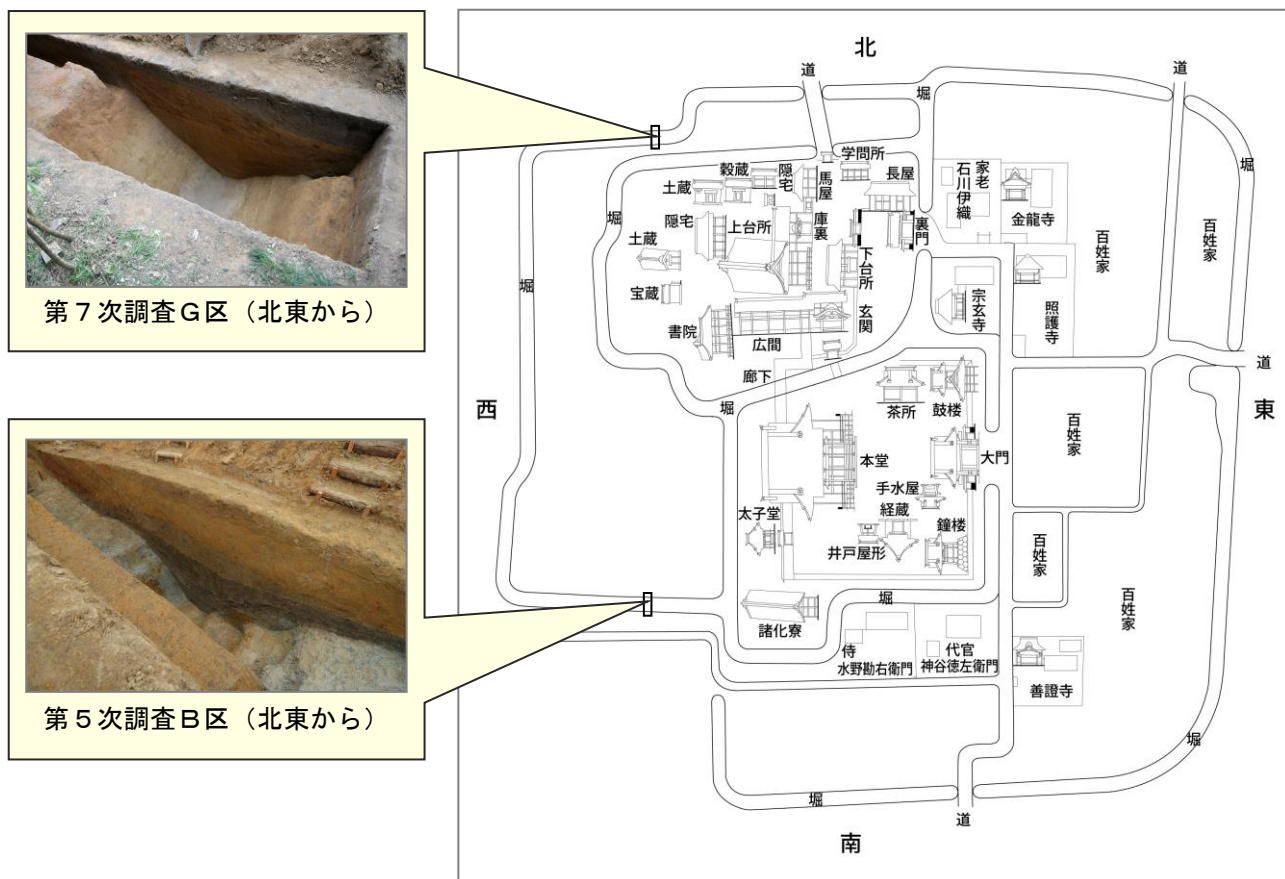
本證寺は、内堀と外堀という二重の堀に囲まれている。内堀は、本堂を中心に囲むものと、庫裏を囲むものの二つがあり、約半分の範囲で現在も確認することができる。内堀をさらに囲む外堀の範囲は、東西・南北とも約 320m に及ぶ。こうした外堀は、埋没しているものの、その大半が残存している。

外堀は、三河一向一揆前の 16 世紀前葉から中葉（戦国時代）に一度掘削され、その後に埋没した。これについては、堀の埋土に含まれる遺物の年代から、それほど長い時間をかけて埋没したとは考えられない。このことは、一向一揆後の破却として堀が埋められたことを間接的に裏付ける。その後、18 世紀後葉から 19 世紀前葉（江戸時代）に再掘削されている。

戦国時代の堀は、第 7 次調査の G 区で検出した範囲では、幅 4.68m、深さ 2.88m の傾斜が急で断面 V 字形のものである。一方、18 世紀から 19 世紀の堀は、第 5 次調査の B 区でみられるように、幅 9.68m、深さ約 1.5m と傾斜が緩やかで幅が広くて浅いものである。つまり、本證寺の外堀は二度、それぞれ異なった性格の掘削が行われている。

また、内堀の内側に残存する土塁は、基部の幅で約 7m を計る。土塁の高さについては、多くは削平を受けたり、残存部分でも自然崩落しているものの、堀の基底部から土塁の頂部までの比高差は少なくとも 5.4m 以上あったことが推定される。

一方、江戸時代に掘削された堀は、寛政年間（1789～1801）に描かれた「本證寺伽藍絵図」でも確認することができる。発掘調査の結果、位置こそ埋没していた戦国時代の堀を再掘削する形で掘られているが、幅約 9.7m、深さ約 1.5m と浅くて広いものとなっていた。このことから、江戸時代の堀は、戦国時代とは異なった意味を有していたと考えられている。



3-1-15 本證寺伽藍絵図に描かれた堀と道路
(本證寺伽藍絵図を北を上にしてトレースしたもの)

6) 幕末から明治の本證寺

幕末から明治初期には、本證寺をはじめとした三河三か寺が、一般寺院を制御できない事態が頻発する。天保3年（1832）の暮戸会所の運営に端を発した暮戸会所争論や、安政3年（1856）に九条兼実六百五十回忌の冥加金徴収から始まった本末争論、安政5年（1858）に焼失した本山再建支援活動である。さらに明治3年（1870）には本願寺直轄の末寺なのか本證寺の末寺なのかを問う本末明細帳問題、死罪2人を含む僧侶32人及び百姓8人が実刑となった明治4年（1871）の大浜騒動（鷲塚騒動）が発生した。

これらの騒動を止めることができなかった三河三か寺は、中本山としての権威失墜を証明してしまった。そして明治4年（1871）の触頭制度の廃止、同9年（1876）には中本山の存在自体が否定される。これ以降、本證寺を始めたとした三河三か寺は、勢力を著しく縮小することになるのである。



3-1-16 田中長嶺「明治殉教絵史」



3-1-17 護法有志の墓（安城市小川町）

（2）本證寺の文化財

本證寺に伝わる文化財は、多種多様かつ膨大である。これらは、本證寺の本質的価値における大きな部分を占める。ここでは、指定文化財を中心に、分野ごとに取り上げていく。

1) 建造物

①本堂・愛知県指定文化財 寛文3年（1663）

入母屋造、本瓦葺きの建物で、江戸前期における真宗寺院の一つの規範を示す建物である。

②鐘楼・安城市指定文化財 元禄16年（1703）

脇柱を有する形式で、これは各宗の本山またはそれに準ずる大寺院に用いられることが多く、当時の本證寺の寺格がこれらに並ぶものだったことが知られる。

③裏門・安城市指定文化財 18世紀前半ころ

切妻造、本瓦葺きの一間薬医門である。

④鼓楼・安城市指定文化財 宝暦10年（1760）

入母屋造、本瓦葺きで、2階建ての楼閣建築。鼓楼は、真宗寺院特有の建築で、太鼓を打って周囲に時を知らせるとともに、物見櫓としての機能を有していたと考えられる。

⑤経蔵・安城市指定文化財 文政6年（1823）

宝形造、棧瓦葺きの建物で、外部の腰壁を海鼠壁とし、腰より上を漆喰塗りとして軒裏まで塗籠める土蔵造となっている。

⑥庫裏・未指定 文政13年（1830）再建

中本山であった本證寺に相応しい規模と質を備え、近世真宗寺院における庫裏建築の到達点を示している。



3-1-18 ①本堂



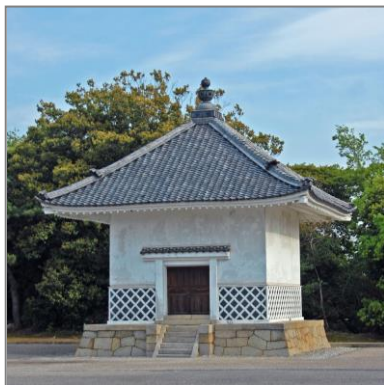
3-1-19 ②鐘楼



3-1-20 ③裏門



3-1-21 ④鼓楼



3-1-22 ⑤経蔵



3-1-23 ⑥庫裏

2) 絵画

①絹本着色 善光寺如来絵伝（4幅）・重要文化財 鎌倉時代

善光寺の本尊である阿弥陀三尊仏が、天竺（インド）から伝来してきた様子を描く。

②絹本着色 聖徳太子絵伝（10幅）・重要文化財 鎌倉時代

聖徳太子の生涯を描く。初期真宗では、聖徳太子信仰がその根源になっていたことを物語る。

③絹本着色 法然上人絵伝（3幅 附断片）・愛知県指定文化財 南北朝時代

法然は、真宗の祖親鸞の師である。初期真宗では、その生涯を描く絵伝で念仏の教えを勧めた。

④絹本着色 親鸞聖人像（1幅）・安城市指定文化財 室町時代

本願寺8代蓮如が本證寺に下付した親鸞聖人像で、親鸞の左手が右よりも高い位置で念珠持つことから「左上の御影」と呼ばれる。

⑤絹本着色 聖徳太子像（1幅）・安城市指定文化財 室町時代

聖徳太子2歳の時、誰に教えられなくとも、東方に向い合掌して「南無仏」と唱えた姿を描く。

⑥絹本着色 方便法身尊像（1幅）・安城市指定文化財 永正10年（1513）

来迎阿弥陀如来の立像を描く。本願寺本山は、各地の道場を公認した証として尊像を下付した。

⑦絹本着色 空誓上人像（1幅）・未指定 江戸時代

空誓は、永禄6年（1563）に、蓮如の曾孫として近江国堅田（滋賀県大津市）から本願寺に迎えられた。同年に三河一向一揆が発生し、三河本願寺教団のリーダー格として一揆の中心的人物となった。



3-1-24

①善光寺如来絵伝
(第二幅)



3-1-25

②聖徳太子絵伝
(第六幅)



3-1-26

③法然上人絵伝
(第五幅)



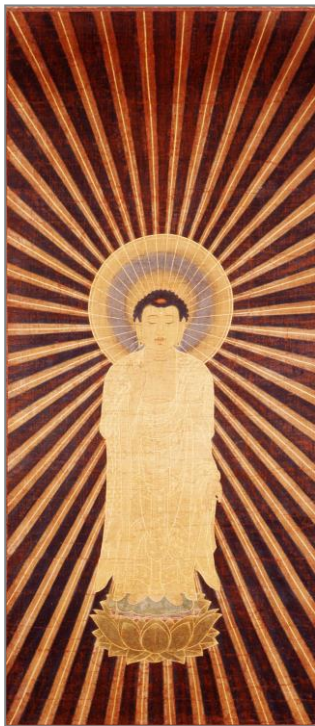
3-1-27

④親鸞聖人像



3-1-28

⑤聖徳太子像



3-1-29

⑥方便法身尊像



3-1-30

⑦空誓上人像

3) 彫刻

①木造 慶円上人坐像（1 軀）・愛知県指定文化財 貞和3年（1347）

慶円上人は、本證寺の開基である。寄木造で玉眼を入れた、等身大の木像である。

②木造 阿弥陀如来立像（1 軀）・安城市指定文化財 鎌倉時代

本證寺の本尊であり、衆生を西方極楽浄土に迎える阿弥陀如来を表す。寄木造で玉眼を入れる。

③木造 聖徳太子立像（1 軀）・安城市指定文化財 鎌倉時代

父用明天皇の病氣平癒を念じた、太子 16 歳の姿を描く孝養像である。寄木造で玉眼を入れる。



3-1-31

①慶円上人坐像



3-1-32

②阿弥陀如来立像



3-1-33

③聖徳太子立像

4) 工芸品

①短刀 銘「来国光」(1口)・安城市指定文化財 鎌倉時代

刀身に不動明王を表す梵字が刻まれ、剣を表す刻線が入る。開基慶円が所持したとの伝説がある。

②垣葛文組椀(4口)・愛知県指定文化財 安土桃山時代

黒塗の上に朱で垣と葛の蒔絵を施している。「龍椀」とよび、龍へ返し忘れたという伝説がある。

③三葉葵紋象牙香箱(1合)・安城市指定文化財 江戸時代

木箱に象牙をはめ込んで絵模様を表している。寺では、徳川家康からの拝領品と伝えられる。

④栗紋様香合(1合)・安城市指定文化財 江戸時代

綿密に覆う栗のイガに対し、実は丸く艶やかに描かれる。江戸時代でも後期の作と考えられる。

⑤鴛香炉(1合)・安城市指定文化財 江戸時代

翼の部分が香炉の蓋となり、開いた嘴が煙出しとなる。江戸時代に茶人が好んだ意匠である。

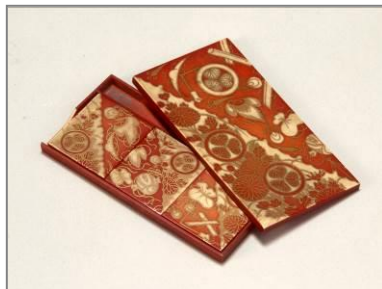


3-1-34

①短刀 銘「来国光」



3-1-35 ②垣葛文組椀



3-1-36 ③三葉葵紋象牙香箱



3-1-37 ④栗紋様香合



3-1-38 ⑤鴛香炉

5) 書跡・古文書

①紙本墨書 六字名号（1幅）・安城市指定文化財 応仁2年（1468）

蓮如筆の名号は草書体が多いが、これは楷書風である。蓮如の名号としては最古の部類である。

②紙本墨書 第十八願文・願成就文（2幅）・安城市指定文化財 室町時代

浄土教の根本経典『大無量寿経』上巻の第十八願文と下巻の願成就文で、蓮如筆と伝えられる。

③門徒連判状（1巻）・安城市指定文化財 天文18年（1549）

本證寺の有力武士門徒115名が、本證寺8代源正の遺言に対して忠誠を誓い署名している。

④教如上人書状（1幅）・安城市指定文化財 天正8年（1580）

三河一向一揆後、逃れていた本證寺10代空誓に、本願寺12代教如が金品の礼を述べたもの。

⑤徳川家康黒印状（1札）・安城市指定文化財 天正13年（1585）

本證寺は、道場と屋敷の安堵、「家来卅間」の帰住と緒役免除が認められている。

⑥野寺検地帳（2冊）・安城市指定文化財 慶長9年（1604）

1冊は野寺村、もう1冊は本證寺領の検地結果である。本證寺領は69石5斗7升と定められた。

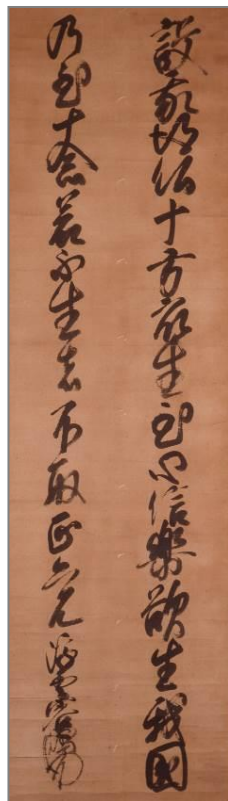
⑦野寺絵図（伊奈忠次絵図証文）（1札）・安城市指定文化財 慶長6年（1601）

本證寺領の具体的な範囲を示している、「寺内」とともに周辺の山林の利用も認められている。



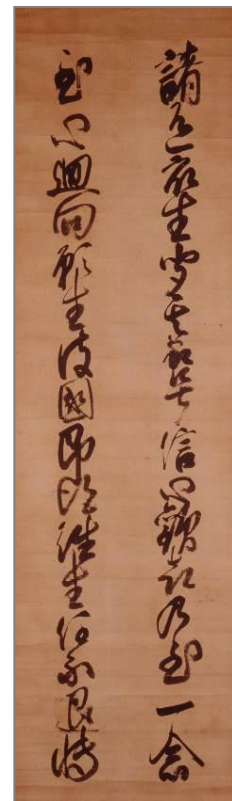
3-1-39

①六字名号 蓮如筆



3-1-40

②第十八願文（左）・願成就文（右）



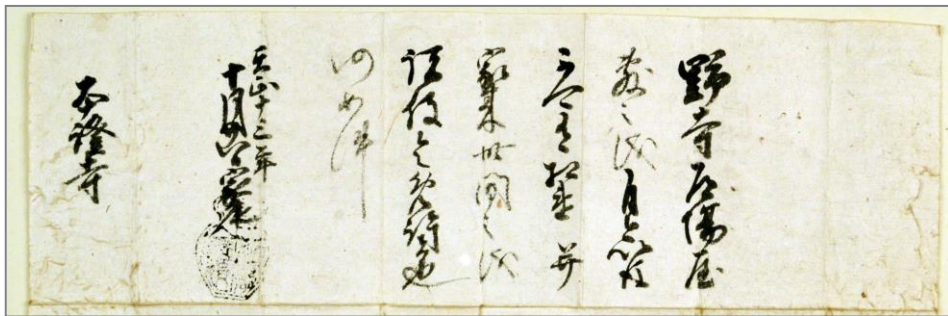
蓮如筆



3-1-41 ③門徒連判状



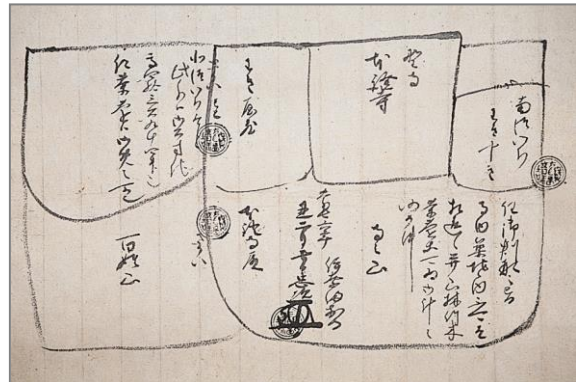
3-1-42 ④教如上人書状



3-1-43 ⑤徳川家康黒印状（部分）



3-1-44 ⑥野寺検地帳



3-1-45 ⑦野寺絵図（伊奈忠次絵図証文）

6) 典籍

①教行信証（2帖）・安城市指定文化財 文和4年（1355）

親鸞が著した、漢文による浄土真宗の根本聖典である。僧学念によって書写されている。

②御伝鈔（2帖）・安城市指定文化財 室町時代

本願寺3代覚如が著した、親鸞の伝記絵巻の詞書である。福田寺の僧宗俊によって書写された。



3-1-46 ①教行信証



3-1-47 ②御伝鈔

7) 文書記録類

本證寺に伝わる文書資料群約 9,700 点中、約半数の 4,200 点が公的・私信的な書状である。主なものは、末寺の転派一件や本山である本願寺の直末事件、本山への献金問題などの三河国教団体制に関わるものから、末寺の不始末、住職交代などのやりとりがある。さらに、尾張藩や近江水口藩の藩主・藩家臣からの年頭挨拶状や、書状形式の口上書の 300 点を加えると 4,500 点ほどになる。

次に多いのは廻状類で、約 1,000 点が存在する。廻状は、領主の達しを触頭の本證寺が受け、各触下寺院に触れ廻したものである。

他に、簿冊形式の記録や、非伝来の文書、書状などが数十点単位で加わる。

なお、ここでは、その内容によって 5 種に分類している。

①真宗寺院本来の文書

これらは、寺の由来書、本山から下付される諸免許状、御書や御文、本山からの触書写、宗門帳、葬式列帳、經典類やその研究書、文化的な書物などが該当する。

②寺格に関する文書

本證寺は、幕末には 9 か国と江戸に 200 以上の配下・末寺・孫末・寺中寺院を有していた。本山と末寺の間に位置する中本山で、三河国の触頭寺院、一家衆の次席である院家衆寺院でもあった。この分類には、「御添状留記」「添状之扣」「諸事御添状扣帳」などが該当する。

③寺領経営に関する文書

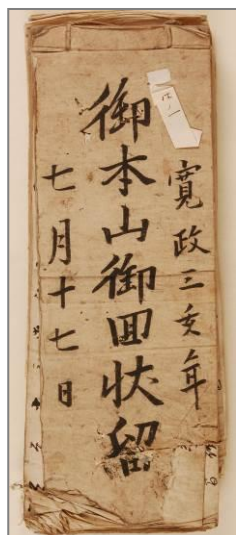
本證寺は、天正 13 年 (1585)、徳川家康から「道場屋敷」と「家来三十間」及び朱印地を拝領している。これらの経営では、寺領地と領民支配が行われていた。これらに関する文書としては、年貢皆済目録や国役金支払、宗門人別帳などがある。

④末寺支配に関する文書

本證寺は、200 以上の末寺を支配していた。これに関する文書としては、末寺を記録した御末寺帳などがある。また、添書権を有したため、末寺とのやりとりの書状、本山への末寺寺院の御印書下付の願い、末寺の住職後任願いや騒動の一件が書かれたものなどもある。

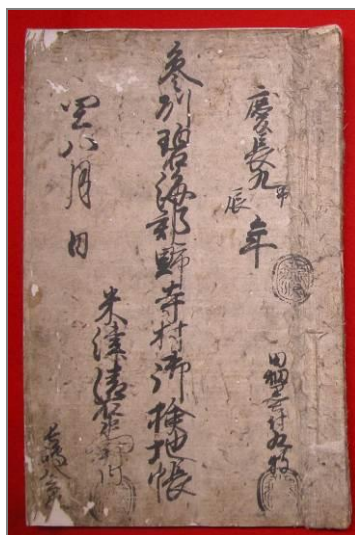
⑤幕藩体制下での大名との関係をあらわす文書

ここに該当する文書群としては、幕府との関係に関するもの、近隣藩との関係に関するもの、師壇関係を持つ大名家との関係に関するもの、末寺の所在地の領主に対して中本山としての関係に関するもの、野寺の相給領主との関係に関するものなどが挙げられる。

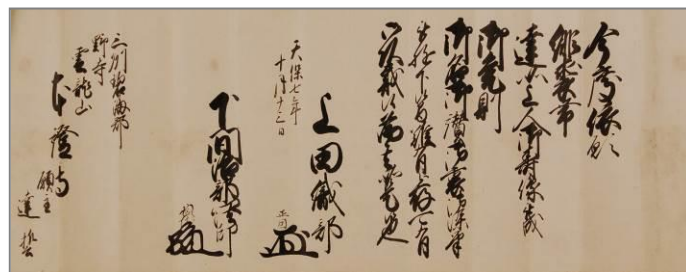


3-1-48

①御本山御回状留
(寛政3年・1791)



3-1-50 ③参州碧海郡野寺村御検地帳
(慶長9年・1604)



3-1-49 ②緋袈帯・達如上人壽像御免 (天保7年・1836)

8) その他

①天然記念物 本證寺のイブキ (1 樹)・愛知県指定文化財
イブキ (学名: *Juniperus chinensis*) は、別名イブキビヤクシンともいう、ヒノキ科の常緑高木である。日本では本州、四国、九州の主として海岸地方に分付する。樹高約 23 m、胸高囲 340cm で、樹齢は 800 年と推定されている。

この樹には、親鸞が庭に挿した枝が成長したという伝承が残されている。



3-1-51 ①本證寺のイブキ

※参考引用文献

安城市教育委員会『雲竜山 本證寺調査報告』安城市文化財調査報告書第5集 2014

安藤弥「室町時代の宗教」「三河本願寺教団の展開」『新編安城市市史』1 通史編 原始・古代・中世 2007

小山正文「本證寺について」『愛知県史研究』創刊号 愛知県 1997

村岡幹生「本證寺の寺内と寺領築地」『よみがえる本證寺伽藍』安城市歴史博物館 2012